

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

A

[設問1]

導入部分の記載は検討の流れがしっかり記載できており、読みやすかったです。

- 1 甲社の請求は、Bに付与された退職慰労金相当額は「法律上の原因なく」(民法703条)利益を受け、甲社に損失を与えたとしての不当利得返還請求であるが、認められか。
- 5 2(1) まず、Bの主張するように、Bに退職慰労金債権があるといければ、「法律上の原因」があるため、甲の請求は認められなくなる。Bに退職慰労金債権があるといえるか。
- 10 (2) 取締役に対する退職慰労金は、在任中の職務執行の対価としての性質も有ることから、「報酬等」(会社法(以下、法文各省略)361条1項)にあたる。そのため、定款の定めがあるければ、株主総会に決議(309条1項)により定める必要がある。
- 15 (3) 本件では、Bは平成21年6月から10年間取締役を務めていたのであり、退職慰労金は「報酬等」にあたる。また、甲社には退職慰労金についての定款の定めはなく、取締役の退任が決まると、創業者かつ大株主かつ代表取締役であるAが、退任取締役の勤続年数、役職、功労の程度を勘案して、支給額を決定し株主総会に報告していた。株主総会では決議、令和元年6月28日の株主総会でも、Bの退職慰労金については報告がなされたのみで、決議はなから、Bの退職慰労金が定められたとはいえない。
- 20 (4) また、Aの持議決権比率は95%であるから、Aが単独で(4)したがって、Bに退職慰労金債権があるとはいえない。
- (3(1)) もっとも、Bは、甲の返還請求は信義則(民法1条2項)に反することも主張しているが、これは認められか。
- (2) 退職慰労金の支給を決定することによって全額出資総会が成立したとみることもできない。
- 25 (4) したがって、Bに退職慰労金債権があるとはいえない。
- 3(1) もっとも、Bは、甲の返還請求は信義則(民法1条2項)に反する

1 ページ
裏面へ

とも主張しているが、認めらるるか。

(2) 形式的には法律上の原因なく支給した退職慰労金であ
っても、①退職する取締役は退職慰労金を支給する慣行が
あり、②その慣行が一定の基準に従ったもので、③あつて、取締
5 役には支給を受ける期待が生じており、正当な期待として保護
されるべきである。そこで、③不当に低い退職慰労金に②の基準
に相当する金額であり、④会社が退任取締役への不当な
嫌がらせなどを目的として支給を拒否したなどの事情があり、
⑤支給を受けて者に非難されるべき不法行為などがある
10 のため、会社は、支給を受けた取締役に対して、~~返還~~
信義則上、返還を請求できないと解する。

(3) 本件では、甲にはAが金額を決定して、取締役に退職慰
労金を支給する慣行があつた(①充足)。また、それは勤続年数、
役職、功労の程度を基準としていた(②充足)。そして、Bに付
15 り込まれた金額は、この基準に従って支給される額に相当する
ものであつた(③充足)。さらに、AがBへの支給を0としたのは、平
成23年6月以降、営業方針をめぐって対立したことの原因として
あり、旧来の基準や過去の事例からして、Bへの支給が0であるの
は不当に低すぎるものであり、AがBへの嫌がらせで支給を拒
20 否したといえる(④充足)。加えて、Bへの支給は、甲の経理課長Cに
よる行為で、BとCがBのシパだったとはいへ、Bには客観的
にも同情の余地があり、BとCに共謀はないから、Bには非難
されるべき不法行為などない(⑤充足)。

(4) したがって、甲は、Bに対して、信義則上、拒り込まれた退
25 職慰労金相当額の返還を請求できる。

4 よって、甲社の請求は認められない。

[設問2]

1 本件主張は、本件土地の取得に必要な決議取締役会決議
を欠として、甲が乙に無効を主張するものであるが、認めら
30 れるか。

(2) 以下の検討も適切
だと思うのですが、
当てはめを前提とし
た規範定立になってい
るような印象を抱きま
した。信義則違反なの
で、当てはめの部分で
評価を加えることでい
いのはと思います。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

役会決議の要否や重要性に関する検討は適切であり、素晴らしいと思いました。

2(1) まず、本件土地取得に取締役会決議は必要か。

(2) 「重要な財産の…譲受け」(会社法362条4項1号)は、取締役会設置会社では取締役会決議によらなければならない。そして、「重要な」とは、会社の規模によっても状況によっても変わりが、総資産、純資産、税引後当期純利益等の水準から相対的に判断するべきである。

(3) 本件では、本件土地の購入価格は3億5000万円である。これは、甲社の総資産30億円の前12%、純資産15億円の前26%、税引後当期純利益の約6倍であり、甲にとって相対的にインパクトの大きい取引であるから、「重要な」といえる。また、甲では取締役会設置会社であり、本件土地購入は取締役会決議によらなければならない。

(4) したがって、本件土地取得に取締役会決議が必要である。

3(1) 次に、本件土地取得のための取締役会決議は、Gに対する招集通知(368条1項)が送られておらず、Gは出席もしていないから、取締役会決議がなから、T(368条2項)といえる。

(2) 取締役として適法に選任された者は、たとえ名義を貸しているだけであっても、会議に出席することがないなどの事情があったとしても、取締役会の構成員である(362条1項)。そして、有効な招集手続を尽くし、当該取引招集手続を省略した取締役が出席もしていないければ、その取締役会決議には368条違反の瑕疵がある。瑕疵ある取締役会決議の効力については明文の規定がないが、会議体の一般原則に従って無効とされている。

もっとも、名義を貸しているだけで業務に関与しない取締役に対する招集手続や決議の瑕疵を理由として、会社が取引の無効を主張できるとすると、そのおける瑕疵は取引の相

適切な検討だと思いますが、本当に取締役会決議が無効であるかはもう一歩検討してほしいと思いました。また、問題提起では、取締役会決議の存否を検討すると記載しているにもかかわらず、「もっとも」以下では、無効主張の可否に関する検討も入っており、少しわかりづらくなっているようにも思います。記載内容は適切ですので、ナンバリングを分ければより読みやすいと思いました。

3 ページ

裏面へ

手方からは識別不能であるから、相手方の取引の安全を害する。
しかも、そのため、合衆が~~取~~取締役会決議の瑕疵を理由
として相手方に無効主張することはできないと解する。

(3) 本件では、本件土地購入に係る取締役会決議は、Gに対
する招集手続もGの出席もないから、無効である。しかし、
Gは甲に名義を貸していたために甲の業務に一切関与して
おらず、興味ももっていないから、そのため、乙の取引の安全を
保護する必要があり、甲はGに対する招集手続やGの出席
がなく取締役会決議がなされたという瑕疵を理由として
乙に対して、本件土地の取得も無効であると主張することは
できない。

4 よって、甲の本件主張は認められない。

以上

検討内容はいずれも適切であり、高い実力があると感じました。このままの調子で

頑張っていたいただければ何の問題もないと思いました。これからも頑張ってください。

中野